

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		事業年度	法人名		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円			
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人			
法人税額の特別控除額の計算					
雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「4」)	4	円		雇用者給与等支給増加額のうち少ない金額	19
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「11」)	5	円		支給増加重複控除額 (別表六(二十六)付表二「12」)	20
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6	円		雇用者給与等支給増加額 (9) - (20) (マイナスの場合は0)	21
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0 の場合は0)	7				
調整給 雇増加 者額 給の 与計 等算	調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「5」)	8	円	第1項適用の場合 (18) ≥ 20% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	23
	調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「12」)	9	円	税額控除限度額 (21) × (0.15 + (22) + (23)) ((14) < 0.03 の場合は0)	24
	調整雇用者給与等支給増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10	円	第2項適用の場合 (7) ≥ 2.5% の場合 0.15	25
継続雇用者給与等支給増加割合の計算	継続雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「19の①」)	11	円	第2項適用の場合 (18) ≥ 10% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.1	26
	継続雇用者比較給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「19の②」又は「19の③」)	12	円		
	継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13	円	中小企業者等税額控除限度額 (21) × (0.15 + (25) + (26)) ((7) < 0.015 の場合は0)	27
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12) = 0 の場合は0)	14			調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	28
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	15	円	基準額 $\frac{20}{100}$	29
	比較教育訓練費の額 (別表六(二十六)付表一「24」)	16	円	除可能額のうち少ない金額	30
	教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17	円	超過構成額 (8の⑦)	31
教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ (16) = 0 の場合は0)	18			法人税額の特別控除額 (30) - (31)	32

別表六(二十六) 令五・四・一以後終了事業年度分

【No.45】 5欄の金額は、前事業年度の別表六(三十一)の4欄の金額と一致していますか。

【No.3】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.45】 16欄に金額の記載がある場合、前事業年度の別表六(三十一)の15欄の金額と一致していますか。